

新2号・新3号児童の保護者の

就労状況等の変更や就労実績確認の手続き

保育の必要性の認定(新2号・新3号)を受けている児童は、同居の父母が「保育を必要とする理由(認定事由)」に該当していることが要件です。

就労先を退職し、求職活動を開始するなど、保護者の認定事由が変更した場合は、速やかに変更手続き書類をご提出ください。
また、認定事由に応じて認定期間が異なります。
認定満了後も引き続き新2号・新3号を希望する場合は、認定期間満了前に変更手続き書類や就労実績確認手続き書類をご提出ください。



就労の実績
確認とは？

就労は「月52時間以上の就労」が要件です。就労開始直後や就労先内定などで、提出された就労証明書の就労実績日数がない場合は、認定期間を就労開始から4か月以内に設定し、後日、就労実績のある就労証明書の提出により認定期間を延長します。

提出書類

- ① 施設等利用給付認定変更申請書（白用紙）
- ② 保育の必要性を証明する書類
 - ・ 変更が生じた父又は母のもの
 - ・ 就労実績確認を要する父又は母のもの

新2号・新3号認定を受けている児童の変更申請書用紙です。
新1号認定から新2号認定へ変更する場合は、認定申請書(オレンジ)と同居する父母両方の証明書類が必要です。

申請書や就労証明書の指定様式等は、利用施設、郡山市保育課で配布しています。また、市ウェブサイトからダウンロードも可能です。

申請書の方へ。この書類を施設へ提出する場合には、あらかじめ封入して提出してください。

第30号様式（第24条関係）

施設等利用給付認定変更申請書

郡山市
次のとおり申請します。
なお、市長が施設等利用給付認定に必要な関係者の市町村民に関する情報を利用することに同意します。

申請年月日 年 月 日

氏名
保護者氏名
児童の性別 ☐ 男 ☐ 女 ☐ その他

住所
〒 市 区 町 丁目 番 号
（仮住所又は仮の住所が異なる場合は）
（仮） 市 区 町 丁目 番 号

児童氏名・生年月日
氏名
生年月日
（令和 年 月 日）
（令和 年 月 日）
（令和 年 月 日）

児童の性別
性別
（男）
（女）
（男）
（女）
（男）
（女）

認定事由の変更 該当の□にチェックし、変更後の事由に必要書類を添付してください。

変更が生じた保護者氏名
氏名
（ ）
氏名
（ ）

変更事由
☐ 就労 ☐ 求職活動 ☐ 妊娠・出産 ☐ 介護・看護 ☐ 就学・職業訓練 ☐ 結婚・出産
☐ 育児休業中の継続利用 ☐ その他

変更後
☐ 就労（就職・転職・就労実績の継続・就労内容変更・就労時間変更）
☐ 求職活動
☐ 妊娠・出産（産後）
☐ 介護・看護（介護の要する者）
☐ 就学・職業訓練（継続・卒業）
☐ 結婚・出産（結婚・出産）
☐ 育児休業中の継続利用・変更後の育児休業継続
☐ その他

提出先
提出先
提出先
提出先
提出先
提出先

保育を必要とする事由	保育の必要性を証明する書類	備考
就労 （会社勤務、自営業等）	就労証明書〔指定様式〕 ※自営業の場合、確定申告の写しを併せて提出。開業したばかり等の場合は、開業届の写しまたは営業許可証の写しで代用可。	勤務先で証明発行を依頼し、4か月以内に証明されたものを提出してください。 ※育児休業中の場合、希望日から認定できない場合があります。
妊娠・出産	出産児童の母子手帳の写し	表紙と出産(予定)日の部分の写し
求職活動	就労予定申立書〔指定様式〕	求職活動を行う保護者様がご自分で記入してください
同居親族の介護・看護	介護・看護を受ける同居者の診断書又は障害者手帳などの写し	別居親族の介護・看護は対象外
保護者の疾病・障がい	診断書又は障害者手帳などの写し	診断書は保育ができない又は困難であることが記載されているもの
就学 （職業訓練含む）	在学証明書又は学生証の写し＋時間割 （職業訓練の場合は受講決定通知＋時間割）	時間割はカリキュラムやスケジュール等がわかるもの

提出先

利用施設又は郡山市保育課

お問合せ先

郡山市保育課 TEL 024-924-3541
〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号
（郡山市役所 西庁舎3階）



認定期間

保育の必要性の理由により、認定期間は異なります。

同居する父母の事由のうち、認定期間が短い方で認定されます。
例えば、父：就労、母：求職活動の場合は、認定期間は求職活動の3か月までとなります。
また、働きはじめたばかり等により、月52時間以上の就労実績が確認できない場合は、後日就労実績のある就労証明書の提出により認定期間を延長します。

保育の必要性の事由	認定期間	
就労	雇用期間の定めがない場合、小学校就学前まで	
	雇用期間の定めがある場合、雇用期間の翌月末まで	
	就労実績がない場合や不備の場合は、4か月以内で期間を区切り、就労実績確認後に認定期間を延長します。	
育児休業の継続利用	出生した子が1歳になる月末を上限として、育児休業期間が終了する月末まで ※認可保育施設に入所できずに育児休業を延長する場合はその育休延長期間	
妊娠・出産	出産予定日の8週前の月初日から、出産予定日の8週後の月末まで	
求職活動	3か月間（期間終了前に就労への変更手続きがあれば、就労へ変更可能）	
同居親族の介護・看護	介護・看護を要する期間	※認定期間を3月末・9月末として、状況確認により期間を延長します。
保護者の疾病・障がい	病状等により保育を必要とする期間	
就学・職業訓練	保護者の卒業（修了）予定日の属する月の末日まで	

 **注** 認定期間満了後も継続して新2号・新3号認定を希望する場合は、認定期間満了前に「施設等利用給付認定変更申請書」及び就労証明書等を提出してください。

新2号・新3号の認定を受けている児童の保護者の就労状況等が変更となる場合の手続き

父母の認定事由に変更が生じた場合は、速やかに変更手続き書類を提出してください。

例1

就労先を退職します。退職後は・・・



- ① 求職活動開始の場合 ---> 認定変更申請書と就労予定申立書を提出
※退職後の3か月までは求職で認定可
- ② 就労先変更の場合 ---> 認定変更申請書と就労証明書を提出
- ③ 新1号へ変更の場合 ---> 施設等利用給付認定申請書（1号）を提出

例2

園児の弟妹を出産予定です。就労状況は・・・

- ① 就労先で産前産後休暇・育児休業を取得する場合
---> 認定変更申請書と出産児童の母子手帳(表紙と出産予定日のページ)の写しを提出。その後、妊娠・出産での認定期間終了までに、認定変更申請書と育児休業の期間が記載された就労証明書を提出
- ② 出産前に退職の場合 ---> 認定変更申請書と母子手帳の写しを提出
※出産予定日の8週後の月末までは、出産で認定可
- ③ 新1号へ変更の場合 ---> 施設等利用給付認定申請書（1号）を提出

新2号・新3号の認定期間満了前に手続きをしなかった場合は、認定終了日の翌日以降の認定を新1号認定へ市が職権で変更します。
また、年1回、就労等の保育の必要性の状況の現況確認を行います。現況確認で保育の必要性の事由に該当していないことが判明した場合も、新1号認定へ市が職権で変更します。
保護者の状況に変更が生じた際は、すみやかに手続きをお願いします。